

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、出席停止を指示します。医師と相談の上、適切な処置をとるようご配慮ください。

なお、登校する際は、以下の「登校許可報告書」をご家庭で記入し、学級担任へ提出してください。  
(提出先：生徒→学級担任→保健室)

\*出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

登校許可報告書

報告日：令和 年 月 日

愛知県立碧南高等学校長殿

年 組 番 氏名

出席停止となった病名

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関名等

保護者氏名 (自署)

※考査を欠席の場合、医療機関受診の分かるもの(薬の処方明細等)のコピーも提出してください。